

# 品川区公共施設等総合計画

平成 29 年

品 川 区





## 目 次

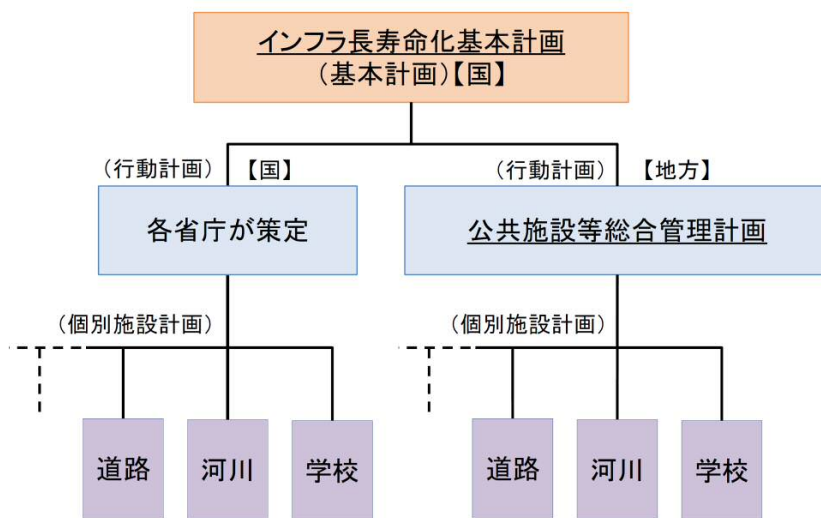
<b>I. 品川区公共施設等総合計画について</b> .....	<b>1</b>
1. 背景と目的 .....	1
2. 計画の位置付け .....	2
3. 対象範囲 .....	3
4. 計画期間 .....	3
<b>II. 公共施設等の現況及び将来の見通し</b> .....	<b>4</b>
1. 公共施設等の現状と課題 .....	4
2. 人口についての今後の見通し .....	17
3. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み .....	22
<b>III. 公共施設等の総合的かつ計画的な基本方針</b> .....	<b>27</b>
1. 基本理念 .....	27
2. 全体方針 .....	27
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 .....	29
<b>IV. 計画のマネジメント</b> .....	<b>31</b>
<b>V. 施設類型ごとの方向性</b> .....	<b>32</b>
1. 行政系施設 .....	32
2. 区民・集会施設 .....	34
3. 文化・スポーツ施設 .....	36
4. 産業系施設 .....	37
5. 子育て支援施設 .....	38
6. 住宅系施設 .....	42
7. 福祉保健施設 .....	44
8. 学校教育施設 .....	48
9. 社会教育施設 .....	51
10. 環境・清掃施設 .....	52
<b>資料編</b> .....	<b>53</b>
<b>区民アンケート調査</b> .....	<b>55</b>



# I. 品川区公共施設等総合計画について

## 1. 背景と目的

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラや建築物が老朽化し、これから大量に更新時期を迎えます。これらの公共施設等を維持管理・修繕・更新するための財政負担が過大になるため、国は平成 25 年（2013 年）11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラの管理者に対して「行動計画」と「個別施設計画」を策定することを要請しています。平成 26 年（2014 年）4 月には、総務大臣からすべての地方公共団体に対して、この「行動計画」に当たる「公共施設等総合管理計画」を策定することが要請され、指針が示されました。



資料) 総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要」

区では、学校改築や福祉施設等の新たな整備を特定財源や基金を活用してこれまで積極的に行ってきていますが、不断の行財政改革を推進してきたことにより健全財政を保っています。

しかしながら老年人口は今後大幅に増加、年少人口については長期的には減少を見込みながらもこの先 10 年程度は増加する推計であることから、変化に対して機敏に対応した施設計画が必要となります。

今後も、施設需要には柔軟且つ適切に対応しつつも、行財政改革の視点から財政負担縮減のため、区が所有する累計延床面積を抑えるとともに、弾力的な施設運用や民間への移行など、効果的・効率的な政策展開を行う必要があります。

そこで、これまでの区の実践や国の動向を踏まえ、品川区における公共施設等総合管理計画として、「品川区公共施設等総合計画」を策定するものです。

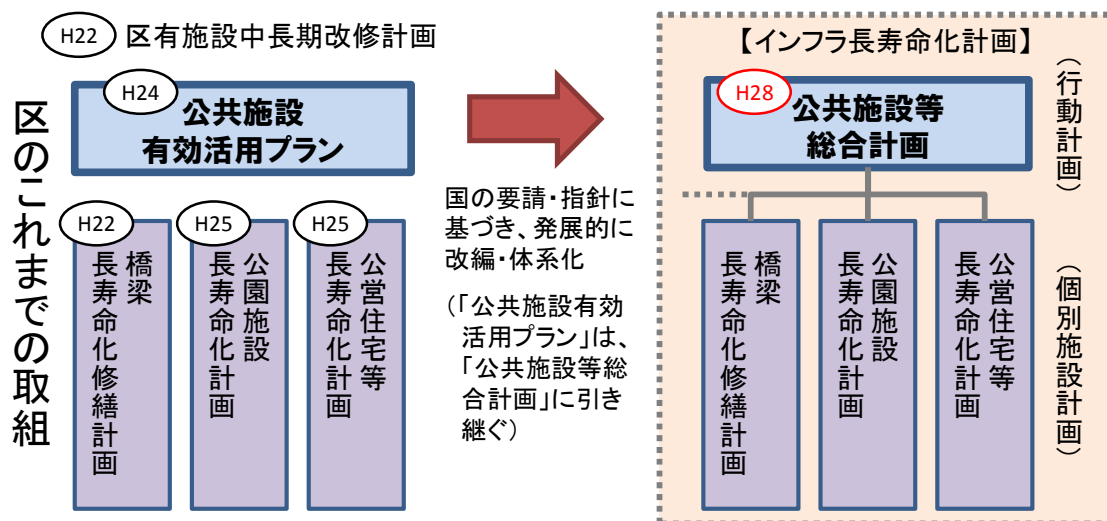
## 2. 計画の位置付け

区では、公共施設等の老朽化の問題に対して、早くから問題意識を持ち、平成 22 年（2010 年）5 月に策定した「品川区区有施設中長期改修計画」を踏まえ、平成 24 年（2012 年）に「品川区公共施設有効活用プラン」を策定しています。本プランでは、区有施設の現状と課題を整理し、より効果的・効率的に区民サービスを提供するための区有施設の今後の方向性を明らかにしています。

さらに個別施設についても、「橋梁長寿命化修繕計画」（平成 22 年（2010 年）3 月策定、平成 27 年（2015 年）7 月改訂）、「公園施設長寿命化計画」（平成 25 年（2013 年）8 月策定）、「公営住宅等長寿命化計画」（平成 25 年（2013 年）3 月策定）などの計画を策定しています。

国の要請・指針に基づき策定する「品川区公共施設等総合計画」は、これまで区有施設の方向性を示していた「品川区公共施設有効活用プラン」を発展的に引き継いで改編・策定するとともに、橋梁・公園・公営住宅等の個別施設における長寿命化計画と連携・体系化するものです。

### 計画の位置付け



### 3. 対象範囲

本計画の対象とする公共施設等は、区が保有する「公共施設（建築物）」と「インフラ」のすべてとします。

公共施設等の分類

施設分類	主な施設	
公共施設 (建築物)	行政系施設	庁舎、地域センターなど
	区民・集会施設	区民集会所、総合区民会館など
	文化・スポーツ施設	文化センター、体育館
	産業系施設	創業支援施設、産業支援交流施設など
	子育て支援施設	保育園、児童センターなど
	住宅系施設	区営住宅、区民住宅など
	福祉保健施設	シルバーセンター、特別養護老人ホームなど
	学校教育施設	小学校、中学校、義務教育学校など
	社会教育施設	図書館、歴史館
	環境・清掃施設	清掃事務所、リサイクル施設
インフラ	道路	区道など
	橋梁	橋梁、歩道橋
	公園	公園、児童遊園など

### 4. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）～平成 38 年度（2026 年度）の 10 年間とします。

ただし、人口推計や公共施設の維持管理・修繕・更新等に係る財政負担の見込み等については、概ね 30～40 年程度の中長期的な見通しを立てることとします。

なお、社会情勢の変化や法改正等により、計画の前提条件が大きく変わった場合には、適宜見直しを行うこととします。

**計画期間：10 年（平成 29～38 年度（2017～2026 年度））**